

(宛先) 大分市長 殿

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費
【請求対象期間 令和5年4月～6月】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、大分市に居住していることを大分市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを大分市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を大分市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を大分市が確認すること。

記載内容を訂正する際は、再度作成していただくか、二重線で訂正してください。
(訂正箇所への押印は不要です。)

※修正テープ、フリクションなどの消えるボールペンは使用しないでください。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	オオイタ タロウ	認定子どもとの続柄	父	生年月日	昭和・平成・西暦 63年5月1日
氏名	大分 太郎			現住所	大分市〇〇町1-2-3
※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です		()	母 その他	電話:	〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (母)

※電話欄には日中連絡のつく方の番号をご記入ください

認定保護者以外の方の電話番号を記入した場合は、認定子どもとの続柄を記入してください。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ	オオイタ イチロウ	法第30条の4の認定種別	第2号
氏名	大分 一郎	認定番号	1234
		生年月日	平成・令和・西暦 30年4月5日

請求期間中に転入または転出した場合は☑をしてその年月日を記入 □ 転入した □ 転出した 令和5年 月 日

請求期間中に市外から転入または転出した場合は☑し、転入・転出日を記入してください。

3. 償還払いの振込先

- 前回の振込先(口座名義が認定保護者と異なる場合は委任状が必要です。)
- 公金受取口座を利用する(口座情報の記入は不要です。認定保護者名義の口座に限りです。)

(公金受取口座・マイナンバーとともに国に給付金等の支給を受けるために登録した口座です)

今回初めて請求する方や振込先口座を変更したい方は、下記に記載してください。

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
〇〇 銀行 金庫 農協・組合	店 口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
△△ 支店 出張所	口座名義 ※1 (カタカナ)	オオイタ タロウ	

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。
前回と同じ口座の場合でも委任状の提出は必要です。

・同じ「認定子ども」について、施設等利用給付を既に受けたことがある場合は、「前回の振込先」を選択できます。

・認定保護者が公金受取口座をマイナポータルで登録されている場合、チェックを入れることで、口座情報の記入は不要となります。

請求者と異なる名義の振込先を指定する場合は委任状が必要です。

ゆうちょ銀行の場合(※店名と口座番号の記載誤りが多くなっています。ご注意ください。)

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
ゆうちょ 銀行 金庫 農協・組合	店 口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
七二八 支店 出張所	口座名義 ※1 (カタカナ)	オオイタ タロウ	

通帳・キャッシュカードにある(桁数にかかわらず)番号の最後の「1」をとったものが口座番号です。

通帳・キャッシュカードにある5桁の記号の2桁目、3桁目の数字に「八」を付けたものが店名です。

ゆうちょ銀行の場合(通帳1ページ目の見開き)



店名、預金種目、口座番号はこの部分に記載してあります。

請求書や委任状の様式は大分市ホームページにも掲載しています
(ホーム>子育て・教育>保育施設・幼稚園・一時保育等>認可外保育施設等の利用費の請求について)

※右記の二次元バーコードからも閲覧できます。



【請求書の記載方法や保育の無償化についての問い合わせ先】
大分市子ども入園課 管理担当班 電話：097-537-5789

裏面にも記入例がありますのでご確認ください。

4. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a)	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b)	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d) 3~5歳児クラス: 37,000円 0~2歳児クラス: 42,000円	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和5年4月	35,000 円	0 円	35,000 円	37,000 円	35,000 円
令和5年5月	35,000 円	0 円	35,000 円	37,000 円	35,000 円
令和5年6月	35,000 円	2,800 円	37,800 円	37,000 円	37,000 円

Cの支払額合計と月額上限額を比較して、低い額を請求額に記入してください。

認可外保育施設に支払った保育料(施設が発行する領収証、提供証明書の領収金額)を記入してください。
※延長保育料の支払いがある場合は、利用した月の月額利用料と合計した金額を記入してください。

令和5年4月25日

特定子ども・子育て支援の提供に係る領収証

記入者 大分 太郎 様

ただし、特定子ども・子育て支援利用料(令和5年4月分)として

主たる事務所の所役者 大分市議会議員 1-2-1

設置者名称 株式会社 ABC

代表者職氏名 社長取締役 COO COO

施設・事業所の名称 ABC保育園

特定子ども・子育て支援利用料(月額) 35,000円 (この金額)

【特定子ども・子育て支援利用料の内訳】
当該月の利用料(保育料)として 35,000円 ①

【特定子ども・子育て支援利用料以外の領収金額】
日用品、衣類、行事参加費、食料費、修繕費等として 10,000円

※認可外保育施設等が認可外保育施設等として認定された施設等として、認定外の利用は認められません。

6月に病児保育を2日利用した例
(日額1,400円×2回=2,800円)

【月額上限額】
3~5歳児クラス(新2号認定): 37,000円
0~2歳児クラス(新3号認定): 42,000円
※月途中の認定の場合、月額上限額が変わりますのでご注意ください。

この部分は無償化の対象外のため記入不要

(注) この領収証は施設等利用料の請求と必要のため、請求のときまで大切に保管してください。

5. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

施設名①	A保育園	施設名②	B病児保育園
施設名③		施設名④	

(宛先) 大分市長 殿

記入例

施設等利用費請求書(償還払い用)

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費
【請求対象期間 令和5年4月～6月】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。
なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

- 1. 申請者と認定子どもが、大分市に居住していることを大分市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを大分市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を大分市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を大分市が確認すること。

1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ: オオイト タロウ
氏名: 大分 太郎
生年月日: 昭和・平成・西暦 63年5月1日
住所: 大分市〇〇町1-2-3
電話: 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (母)

※電話欄には日中連絡のつく方の番号をご記入ください

記載内容を訂正する際は、再度作成していただくか、二重線で訂正してください。(訂正箇所への押印は不要です。)

※修正テープ、フリクションなどの消えるボールペンは使用しないでください。

認定保護者以外の方の電話番号を記入した場合は、認定子どもとの続柄を記入してください。

2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

フリガナ: オオイト イチロウ
氏名: 大分 一郎
認定番号: 1234
生年月日: 平成・令和・西暦 30年4月5日
請求期間中に転入または転出した場合は☑をしてその年月日を記入

請求期間中に市外から転入または転出した場合は☑し、転入・転出日を記入してください。

3. 償還払いの振込先

- ☑ 前回の振込先(口座名義が認定保護者と異なる場合は委任状が必要です。)
☐ 公金受取口座を利用する(口座情報の記入は不要です。認定保護者名義の口座に限りです。)

今回初めて請求する方や振込先口座を変更したい方は、下記に記載してください。

金融機関名: 銀行 金庫 〇〇
店: 支店
口座番号: 1 2 3 4 5 6 7
口座名義: オオイト タロウ

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。前回と同じ口座の場合でも委任状の提出は必要です。

・同じ「認定子ども」について、施設等利用給付を既に受けたことがある場合は、「前回の振込先」を選択できます。

・認定保護者が公金受取口座をマイナポータルで登録されている場合、チェックを入れることで、口座情報の記入は不要となります。

請求者と異なる名義の振込先を指定する場合は委任状が必要です。

ゆうちょ銀行の場合(※店名と口座番号の記載誤りが多くなっています。ご注意ください。)

金融機関名: 銀行 金庫
店: 支店
口座番号: 1 2 3 4 5 6 7
口座名義: オオイト タロウ

通帳・キャッシュカードにある(桁数にかかわらず)番号の最後の「1」とったものが口座番号です。

通帳・キャッシュカードにある5桁の記号の2桁目、3桁目の数字に「八」を付けたものが店名です。

ゆうちょ銀行の場合(通帳1ページ目の見開き)



店名、預金種目、口座番号はこの部分に記載してあります。

請求書や委任状の様式は大分市ホームページにも掲載しています(ホーム>子育て・教育>保育施設・幼稚園・一時保育等>認可外保育施設等の利用費の請求について)

※右記の二次元バーコードからも閲覧できます。



【請求書の記載方法や保育の無償化についての問い合わせ先】
大分市子ども入園課 管理担当班 電話: 097-537-5789

裏面にも記入例がありますのでご確認ください。

4. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料)(a)	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料(b)	支払額合計(c=a+b)	月額上限額(d) 3～5歳児クラス: 37,000円 0～2歳児クラス: 42,000円	請求額(cとdを比較して小さい方)
令和5年4月	0 円	26,880 円	26,880 円	37,000 円	26,880 円
令和5年5月	0 円	26,880 円	26,880 円	37,000 円	26,880 円
令和5年6月	0 円	29,680 円	29,680 円	37,000 円	29,680 円

Cの支払額合計と月額上限額を比較して、低い額を請求額に記入してください。

認可外保育施設の一時保育を利用した場合は、こちらに記入してください。

(例)
一時預かりを毎月14日利用
(日額1,920円×14日=26,880円)
6月には病児保育を2日利用
(日額1,400円×2回=2,800円)

【月額上限額】

3～5歳児クラス(新2号認定): 37,000円
0～2歳児クラス(新3号認定): 42,000円

※月途中の認定の場合、月額上限額が変わりますので
ご注意ください。

5. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入(複数記入可)

施設名①	A保育園	施設名②	B病児保育園
施設名③		施設名④	